

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県では、昭和49年に滋賀県屋外広告物条例（以下「屋外広告物条例」という。）を制定し、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために、必要な規制を行ってきました。また、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年滋賀県条例第41号）に基づき、屋外広告物条例の事務の一部を守山市をはじめとする一部市町が処理することとしてきました。

この度、滋賀県では景観行政団体である守山市に、法第28条の規定に基づき協議を行ったところ、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務の全部を、同市において処理したいとの申し出がありました。

このため、法第28条に基づき、屋外広告物条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務を守山市が処理することとします。（第29条の2関係）
- (2) その他
 - ア この条例は、規則で定める日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を規定することとします。
 - ウ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県屋外広告物条例新旧対照表

旧	新
<p>滋賀県屋外広告物条例 昭和49年9月27日滋賀県条例第51号</p> <p>第1条から第29条 略</p> <p>(新設)</p> <p>第30条から第34条 略</p>	<p>滋賀県屋外広告物条例 昭和49年9月27日滋賀県条例第51号</p> <p>第1条から第29条 略</p> <p><u>(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)</u></p> <p><u>第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で守山市の区域に係るものは、同市が処理することとする。</u></p> <p><u>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、守山市の区域内においては、適用しない。</u></p> <p>第30条から第34条 略</p>

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧	新						
<p>滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 平成18年12月28日滋賀県条例第71号</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 459 1066 820"> <tr> <td data-bbox="174 459 891 820"> <p>(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>アからニ 略</p> </td> <td data-bbox="891 459 1066 820"> <p>彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲良町および多賀町</p> </td> </tr> </table> <p>（新設）</p>	<p>(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>アからニ 略</p>	<p>彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲良町および多賀町</p>	<p>滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 平成18年12月28日滋賀県条例第71号</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1169 459 2060 1318"> <tr> <td data-bbox="1169 459 1886 820"> <p>(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>アからニ 略</p> </td> <td data-bbox="1886 459 2060 820"> <p>彦根市、近江八幡市、草津市、栗東市、野洲市、湖南市、甲良町および多賀町</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 820 1886 1318"> <p>(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第7条第2項本文の規定による措置の実施</p> <p>イ 法第7条第3項の規定による措置の実施および費用の徴収</p> <p>ウ 法第7条第4項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗および立看板等の除却</p> <p>エ 法第8条第1項の規定による広告物および掲出物件の保管</p> <p>オ 法第8条第4項の規定による広告物および掲出物件の廃棄</p> </td> <td data-bbox="1886 820 2060 1318"> <p>守山市</p> </td> </tr> </table>	<p>(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>アからニ 略</p>	<p>彦根市、近江八幡市、草津市、栗東市、野洲市、湖南市、甲良町および多賀町</p>	<p>(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第7条第2項本文の規定による措置の実施</p> <p>イ 法第7条第3項の規定による措置の実施および費用の徴収</p> <p>ウ 法第7条第4項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗および立看板等の除却</p> <p>エ 法第8条第1項の規定による広告物および掲出物件の保管</p> <p>オ 法第8条第4項の規定による広告物および掲出物件の廃棄</p>	<p>守山市</p>
<p>(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>アからニ 略</p>	<p>彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲良町および多賀町</p>						
<p>(9) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）ならびに滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>アからニ 略</p>	<p>彦根市、近江八幡市、草津市、栗東市、野洲市、湖南市、甲良町および多賀町</p>						
<p>(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 法第7条第2項本文の規定による措置の実施</p> <p>イ 法第7条第3項の規定による措置の実施および費用の徴収</p> <p>ウ 法第7条第4項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗および立看板等の除却</p> <p>エ 法第8条第1項の規定による広告物および掲出物件の保管</p> <p>オ 法第8条第4項の規定による広告物および掲出物件の廃棄</p>	<p>守山市</p>						

滋賀県屋外広告物条例

昭和49年9月27日滋賀県条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置ならびにこれらの維持ならびに屋外広告業について必要な規制を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、広告旗、はり紙およびはり札ならびに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたものならびにこれらに類するものをいう。

2 この条例において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示または広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

3 この条例において「屋外広告業者」とは、第23条第1項または第3項の規定による登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。

(禁止広告物)

第3条 何人も、次の各号に掲げる広告物または掲出物件を表示し、または設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、または老朽したもの
- (3) 倒壊または落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(禁止物件)

第4条 何人も、次に掲げる物件(以下「禁止物件」という。)に広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋りょう、隧(すい)道、高架構造物および分離帯
- (2) 街路樹および路傍樹

- (3) 彫像および記念碑
- (4) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物および同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 公用または公共用の石垣、擁壁の類
- (6) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所および公衆便所
- (7) 信号機、道路標識および交通安全施設、駒止めの類ならびに里程標の類
- (8) 消火栓、防火水槽およびその防護さく、火災報知機ならびに火の見やぐら
- (9) 送電用鉄塔、送受信塔および照明塔
- (10) ガスタンク、水道タンクその他のタンク類

2 何人も、道路の路面には、広告物を表示してはならない。

3 何人も、電柱、街灯柱その他電柱の類には、はり紙、はり札、立看板もしくは広告旗またはこれらに類するものを表示してはならない。

(禁止地域)

第5条 何人も、次に掲げる地域または場所(以下「禁止地域」という。)に広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区および伝統的建造物群保存地区(知事が指定する区域を除く。)
- (2) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園(知事が指定する区域を除く。)
- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された建造物の周囲で知事が特に指定する区域および同法第109条第1項もしくは第2項または第110条第1項の規定により指定され、または仮指定された地域のうち知事が特に指定する区域
- (4) 滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲で知事が特に指定する区域および同条例第34条第1項の規定により指定された地域のうち知事が特に指定する区域
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林と

して指定された森林のある地域のうち知事が特に指定する区域

- (6) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第3章および第4章の規定により指定された原生自然環境保全地域および自然環境保全地域（知事が指定する区域を除く。）
- (7) 滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）第11条の規定により指定された滋賀県自然環境保全地域（知事が指定する区域を除く。）
- (8) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項の規定により指定された保存樹林のある地域
- (9) 景観法第8条第1項の規定により定められた景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）のうち知事が特に指定する区域
- (10) 鉄道、軌道、索道および道路のうち知事が特に指定する区間ならびにこれらの区間に接続する地域のうち知事が特に指定する区域
- (11) 古墳および墓地
- (12) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園および社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第2条第2項第7号に規定する政令で定める公園または緑地
- (13) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため特に必要があると認めて指定する地域または場所
（許可地域）

第6条 次に掲げる地域または場所（以下「許可地域」という。）に広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域（前条第1号に規定する禁止地域を除く。）
- (2) 前条第2号、第6号または第7号に規定する知事が指定する区域
- (3) 文化財保護法第27条または第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で知事が指定する区域および同法第109条第1項もしくは第2項または第110条第1項の規定により指定され、または仮指定された地域（前条第3号に規定する知事が特に指定する区域を除く。）
- (4) 滋賀県文化財保護条例第4条第1項または第29条第1項の規定により指定された建造物の

周囲で知事が指定する区域および同条例第34条第1項の規定により指定された地域（前条第4号に規定する知事が特に指定する区域を除く。）

- (5) 森林法第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域（前条第5号に規定する知事が特に指定する区域を除く。）
- (6) 景観計画区域のうち知事が指定する区域（前条第9号に規定する知事が特に指定する区域を除く。）
- (7) 鉄道、軌道、索道および知事が指定する道路ならびにこれらに接続する地域のうち知事が指定する区域（前条第10号に規定する知事が特に指定する区間および区域を除く。）
- (8) 河川、湖沼およびその付近地のうち知事が指定する区域
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要があると認めて指定する地域または場所

第7条 削除

（適用除外）

第8条 次に掲げる広告物または掲出物件については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物またはその掲出物件
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等またはその掲出物件
- (3) 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物またはその掲出物件
- (4) 第4条第1項第4号に規定する景観重要建造物に表示する広告物で、当該景観重要建造物と一体となつて良好な景観を形成すると認められるもの
- (5) 第4条第1項第9号および第10号に掲げる物件にその所有者または管理者が自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するための広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (6) 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件に、その所有者または管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物または掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (7) 前2号に掲げるもののほか、第4条第1項第10号に掲げる物件に表示する広告物で周囲の

景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの

(8) 公益上必要な施設または物件で寄贈者名等を表示するもののうち、規則で定める基準に適合するもの

2 次に掲げる広告物または掲出物件については、第5条および第6条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示する広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(3) 冠婚葬祭または祭礼等のため慣例上一時的に表示する広告物またはその掲出物件

(4) 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該開催期間中その会場の敷地内に表示する広告物またはその掲出物件

(5) 建設工事について表示される広告物もしくはその掲出物件で当該工事期間中に表示されるものまたは工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの

(6) 人、動物または車両、船舶等移動するものに表示する広告物

(7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

(8) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を行つた政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、はり紙もしくははり札もしくはこれらに類する広告物またはその掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

(9) 14日以内に自ら除却する旨ならびに責任者の住所および氏名を明示して表示する広告物またはその掲出物件

3 次に掲げる広告物または掲出物件については、知事の許可を受けて表示し、または設置する場合に限り、第5条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物またはその掲出物件で、第1項第5号および前項第1号に掲げるもの以外のもの

(2) 道標、案内図板その他公共的目的を持つた広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物またはその掲出物件

4 国または地方公共団体が表示する広告物またはその掲出物件（第1項または第2項の規定の適用を受けるものを除く。）については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。この場合において、国または地方公共団体は、当該広告物またはその掲出物件を表示し、または設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に通知しなければならない。

5 知事が別に定める公共的団体が公共的目的をもつて表示する広告物またはその掲出物件（第1項または第2項の規定の適用を受けるものを除く。）については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。この場合において、当該公共的団体は、当該広告物またはその掲出物件を表示し、または設置しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（経過措置）

第9条 一の物件が禁止物件となつた際または一の地域もしくは場所が禁止地域もしくは許可地域となつた際現に当該物件または地域もしくは場所に適法に表示され、または設置されている広告物または掲出物件については、当該物件が禁止物件となつた日または当該地域もしくは場所が禁止地域もしくは許可地域となつた日から3年間は、第4条から第6条までの規定は、適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（許可の申請）

第10条 第6条または第8条第3項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 許可を受けようとする者の住所および氏名（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名）

(2) 広告物または掲出物件を管理する者（以下「管理者」という。）の住所および氏名（法人にあつては、その事務所の所在地ならびに名称および代表者の氏名。第14条第1項第2号において同じ。）

(3) その他規則で定める事項

2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に

基づく確認を受けた広告物または掲出物件を表示し、または設置する場合の管理者は、第25条第1項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(許可の期間および条件)

第11条 知事は、第6条または第8条第3項の規定による許可をする場合においては、許可の期間(以下「許可期間」という。)を定めるほか、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可期間は、3年を超えることができない。

(許可の基準)

第12条 第6条または第8条第3項の規定による広告物の表示または掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。

2 知事は、広告物の表示または掲出物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認められるときは、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(昭和59年滋賀県条例第24号)第32条第1項に規定する滋賀県景観審議会(以下「景観審議会」という。)の意見を聴いて許可することができる。

(変更届)

第13条 第6条または第8条第3項の規定による許可を受けた者(以下「表示者等」という。)は、第10条第1項第1号および第2号に規定する事項に変更があつたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(表示)

第14条 表示者等は、第6条または第8条第3項の規定による許可を受けた広告物または掲出物件(以下「許可広告物等」という。)の見やすい箇所に次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

(1) 許可番号および許可期間

(2) 管理者の住所および氏名

2 前項の場合において、許可広告物等に規則で定める許可証票をはりつけたときは、同項の表示を省略することができる。

3 第6条または第8条第3項の許可を受けてはり紙を表示しようとする者は、前2項の規定にか

かわらず、はり紙に規則で定める許可印の打刻を受けなければならない。

(変更および継続の許可)

第15条 表示者等は、許可広告物等について改装(色彩の変更を含む。以下同じ。)または改造をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な改装または改造については、この限りでない。

2 表示者等は、許可期間の満了後継続して当該許可広告物等を表示し、または設置しようとするときは、当該許可期間の満了の日の10日前までに知事に申請し、その許可を受けなければならない。

3 前項の許可の申請があつた場合において、許可期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、第2項の許可がされたときは、その許可期間は、従前の許可期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 第10条から前条までの規定は、第1項および第2項の許可について準用する。

(管理義務)

第16条 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(除却義務)

第17条 広告物を表示し、または掲出物件を設置する者は、許可期間が満了したとき、第19条の規定により許可が取り消されたとき、または広告物の表示もしくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、許可期間が満了した日、第19条の規定により許可が取り消されたことを知つた日または広告物の表示もしくは掲出物件の設置が必要でなくなつた日から10日以内に当該広告物または掲出物件を除却しなければならない。第9条に規定する広告物または掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 前項の規定により許可広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(措置命令)

第18条 知事は、第3条または第16条の規定に違反して広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者に対し、5日以上の期限を定め、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定により措置を命じようとする場合において当該広告物を表示し、もしくは当該掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの除却をその命じた者または委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、これらを設置する者または管理する者は、その期限までに知事に申し出るべき旨およびその期限までにその申出がないときは、知事の命じた者または委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(許可の取消し)

第19条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条、第8条第3項または第15条第1項もしくは第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 表示者等が前条の規定による知事の命令に従わず、許可広告物等(第15条第1項または第2項の規定による許可に係る広告物または掲出物件を含む。)が著しく良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対して著しく危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたとき。

(2) 第10条第1項(第15条第5項において準用する場合を含む。)に規定する申請書に虚偽の記載があつたとき。

(3) 表示者等が第11条第1項(第15条第5項において準用する場合を含む。)の規定による条件に違反したとき。

(4) 表示者等が第13条(第15条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠つたとき。

(5) 表示者等が第14条(第15条第5項において準用する場合を含む。)の規定による表示をしなかつたとき。

(除却命令)

第20条 知事は、第4条から第6条までもしくは第17条第1項の規定に違反し、または第18条の規定による知事の命令に違反して広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者に対し、これらの表示もしくは設置の停止を命じ、または5日以上の期限を定め、これらの除却を命ずることが

できる。

- 2 知事は、前項の規定により表示もしくは設置の停止または除却を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、または当該掲出物件を設置する者を過失がなく確認することができないときは、これらの表示もしくは設置の停止または除却をその命じた者または委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨およびその期限までに除却しないときは、知事の命じた者または委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(保管広告物等を保管した場合の公示)

第20条の2 知事は、法第8条第1項の規定により広告物または掲出物件を保管したときは、当該保管する広告物または掲出物件（以下「保管広告物等」という。）の所有者、占有者その他当該保管広告物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し当該保管広告物等を返還するため、速やかに次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 保管広告物等の種類および数量
- (2) 保管広告物等を除却した場所および日
- (3) 保管広告物等の保管を始めた日および保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管広告物等を返還するため必要と認められる事項

- 2 前項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前項各号に掲げる事項を2週間（次条第1項第1号に掲げる広告物については、2日間）当該保管広告物等を除却した場所を所管する土木事務所（以下「所管土木事務所」という。）に掲示すること。
- (2) 次条第1項第2号に掲げる広告物または掲出物件については、前号の公示の期間が満了してもなお当該保管広告物等の所有者等の氏名および住所を知ることができないときは、その公示の要旨を滋賀県公報に登載すること。

- 3 知事は、第1項の規定による公示を行うほか、保管広告物等一覧簿を所管土木事務所に備え付け、かつ、これを関係者の閲覧に供しなければならない。

(保管広告物等の売却)

第20条の3 知事は、保管広告物等が滅失し、もしくは破損するおそれがあるとき、または前条第

1 項の規定による公示の日から次の各号に掲げる広告物もしくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該保管広告物等を返還することができない場合において、当該保管広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用もしくは手数を要するときは、当該保管広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物または掲出物件 3月

(3) 前2号に掲げる広告物または掲出物件以外の広告物または掲出物件 2週間

2 前項の保管広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該保管広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該保管広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。

3 第1項の規定による保管広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない保管広告物等その他競争入札に付することが適当でない認められる保管広告物等については、随意契約により売却することができる。

4 前3項に定めるもののほか、保管広告物等の売却に関し必要な事項は、規則で定める。

(保管広告物等の返還)

第20条の4 知事は、保管広告物等(前条第1項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該保管広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該保管広告物等の返還を受けべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査)

第21条 知事は、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、その命じた者に広告物もしくは掲出物件の存する土地および建物に立ち入らせ、広告物もしくは掲出物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第22条 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例またはこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(屋外広告業の登録)

第23条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第23条の2 前条第1項または第3項の規定により屋外広告業者の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名および住所(法人にあつては、その名称および代表者の氏名ならびに事務所の所在地)

(2) 県内(大津市の区域を除く。以下同じ。)において営業を行う営業所の名称および所在地

(3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名および住所

(5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名および所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第23条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第23条の3 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日および登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第23条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、または第23条の2の申請書もしくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第26条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者で法人であるものが第26条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前30日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分があつた日から2年を経過しないもの
- (3) 第26条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第23条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第23条の5 屋外広告業者は、第23条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日

から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第23条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出に準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第23条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第23条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知つた日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人の代表者であつた者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併および破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 県内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人または法人の代表者

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第23条の8 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、または第26条の2第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第24条 知事は、広告物の表示および掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者)

第25条 屋外広告業者は、県内において営業を行う営業所ごとに次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 法第10条第2項第3号ロまたは法第27条の規定により他の都道府県または地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市もしくは同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の修了者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの
- (5) 知事が、規則で定めるところにより、第1号または第2号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。

- (1) この条例その他広告物の表示および掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示または設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第25条の3に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

（標識の掲示）

第25条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、名称または氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第25条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言および勧告）

第26条 知事は、県内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため必要な指導、助言および勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第26条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、または6月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第23条の4第1項第2号または第4号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) 第23条の5第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例もしくは法に基づく他の地方公共団体の条例またはこれに基づく処分に違反したとき。

2 第23条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第26条の3 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に当該処分の年月日および内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告および検査)

第26条の4 知事は、県内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告を求め、またはその命じた者に営業所その他その営業に関係のある場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(手数料)

第27条 この条例の規定により許可または登録を受けようとする者は、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の定めるところにより、手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を行つた政党その他の政治団体が立看板、

広告旗、はり紙もしくははり札もしくはこれらに類する広告物またはその掲出物件を表示し、または設置するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 第24条第1項に規定する講習会の講習を受けようとする者は、滋賀県使用料および手数料条例の定めるところにより、受講手数料を納めなければならない。

(景観審議会への諮問等)

第28条 知事は、次に掲げる場合においては、景観審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 知事が第5条および第6条の規定による指定をし、またはこれらを変更しようとするとき。

(2) 第8条第1項および第2項ならびに第12条第1項に規定する基準を定め、またはこれらを変更しようとするとき。

2 景観審議会は、広告物に関する事項について、知事に建議することができる。

(告示)

第29条 知事は、第5条および第6条の規定による指定をし、またはこれらを変更したときは、その内容を告示しなければならない。

(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)

第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で守山市の区域に係るものは、同市が処理することとする。

2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、守山市の区域内においては、適用しない。

(規則への委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1) 第23条第1項または第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第23条第1項または第3項の登録を受けた者

(3) 第26条の2第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

2 第20条第1項の規定による知事の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条から第6条までの規定に違反して広告物を表示し、または掲出物件を設置した者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して許可広告物等を改装し、または改造した者
- (3) 第17条第1項の規定に違反して広告物または掲出物件を除却しなかつた者
- (4) 第18条第1項の規定による知事の命令に違反した者
- (5) 第23条の5第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (6) 第25条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者
- (2) 第26条の4第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

第32条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても同条の罰金刑を科する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第23条の7第1項の規定による届出を怠つた者
- (2) 第25条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第25条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、または帳簿を保存しなかつた者

(適用上の注意)

第34条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

付 則 (平成 年条例第 号)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表（9）の項中「、守山市」を削り、同項の次に次のように加える。

(9)の2 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	守山市
ア 法第7条第2項本文の規定による措置の実施	
イ 法第7条第3項の規定による措置の実施および費用の徴収	
ウ 法第7条第4項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗および立看板等の除却	
エ 法第8条第1項の規定による広告物および掲出物件の保管	
オ 法第8条第4項の規定による広告物および掲出物件の廃棄	